

日の出町イメージキャラクター着ぐるみ使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日の出町イメージキャラクターの着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの数)

第2条 着ぐるみの数は、1体とする。

(着ぐるみの使用)

第3条 町長は、着ぐるみの使用を希望する者(以下「使用者」という。)が企画し、又は実施するイベント等において、町のイメージ向上等につながることを認める場合に限り、使用させることができる。

2 使用期間は、原則として貸出日から返却日を含めて7日以内とする。

(使用申請)

第4条 使用者は、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、使用日の前3か月から3日前までの期間に提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用の承認)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認するものとする。

- (1) 日の出町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する営業に該当するとき。

- (6) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に該当するとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が着ぐるみの使用について不適当であると認めるとき。
- 2 前項の承認は、着ぐるみ使用承認書(様式第2号)をもって行い、承認をしない場合は、着ぐるみ使用不承認書(様式第3号)をもって行うものとする。

(貸出料)

第6条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみ使用状況報告書(様式第4号)及び使用写真を提出すること。
- (4) 着ぐるみが汚損しないように努めること。
- (5) その他、町長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用承認の取消)

第8条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用は承認しない。この場合、使用者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

(原状回復)

第9条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、申請者はこれに従わなければならない。

(責任の制限)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切その責めを負わない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。